

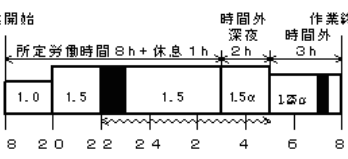
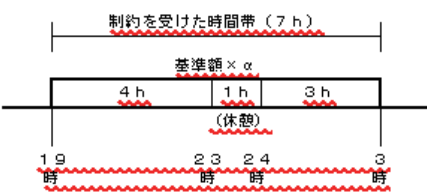


| 区分 | 頁・行 | 誤 | 備考 |
|------------------------------------|---------------|--|-----------------|
| 第1編 土木編 2 積算基準 の適用 | 要領 24 (26) | <p style="text-align: center;">2 積算基準の適用</p> <p>I 積算基準書の取扱い</p> <p>1 建設部制定積算基準書（建設管理課所管分）の取扱い 次の積算基準書は、事業所管省庁制定の基準に沿って分類して制定しており、建設部及び建設管理部が発注する請負工事及び委託業務の発注にあたっては、これにより積算すること。 <u>なお、建設部制定積算基準書で他の基準書等を適用すると記載されているものについては、それによること。</u></p> <p style="text-align: center;">~~~~~</p> <p style="text-align: center;">~~~~~</p> <hr/> <p style="text-align: center;">正</p> <hr/> <p style="text-align: center;">2 積算基準の適用</p> <p>I 積算基準書の取扱い</p> <p>1 建設部制定積算基準書（建設管理課所管分）の取扱い 次の積算基準書は、事業所管省庁制定の基準に沿って分類して制定しており、建設部及び建設管理部が発注する請負工事及び委託業務の発注にあたっては、これにより積算すること。 <u>また、建設部制定積算基準書で他の基準書等を適用すると記載されているものについては、それによること。</u> <u>なお、他の基準書等とは次項「2-1. 事業所管省庁制定の積算基準」で示す図書であり、積算基準書等と同年度4月版とする。</u></p> | 記載 内容の 訂正 |

平成27年10月 土木工事積算要領（下水道編）正誤表

| 区分 | 頁・行 | 誤 | 正 | 備考 | | | | | | |
|------------------------------------|---------------|--|------------|---------|-------------|------|----------------|------|---|-----------------|
| 第1編 土木編 7 労務単価 の補正 | 要領 67 (69) | <p style="text-align: center;">7 労務単価の補正</p> <p><u>1. 時間的制約を受ける工事の積算</u></p> <p><u>工事において、下記に示す項目により継続的に時間的制約を受け、通常の作業時間を確保することができない場合における当該作業の積算に係る労務費の算定は次項のとおりとする。</u></p> <p><u>1. 時間的制約条件</u></p> <p>(1) 親道の交通量の多い時間帯。 (2) 通勤・通学の時間帯。 (3) 公的な輸送機関（バス・鉄道等）のピークとなる時間帯。 (4) 工事場所周辺地域の生活、各種営業活動等の時間帯等。 以上の時間帯を避けた施工を必要とする場合とする。 ただし、ある特定の日のみの制約（例：毎週日曜日のみ）を受ける場合は適用しない。</p> <p><u>2. 制約を受ける作業時間の適用範囲</u></p> <p><u>制約を受ける作業時間については、4時間/日以上～7.5時間/日以下とする。</u> なお、制約を受ける作業時間が4時間/日未満の場合は、別途施工条件等を考慮し適正に積算する。 標準拘束時間によらず、作業時間8時間/日以上の場合は該当しない。</p> <p><u>3. 労務費の算定方法</u></p> <p><u>時間的に制約を受ける工事の設計労務単価の補正割増しは、以下の方法により行う。</u></p> <p>(1) <u>作業時間の算出</u></p> <p>拘束時間 = 作業終了時間 - 作業開始時間（なお、標準拘束時間は9時間とする） 作業時間 = 拘束時間 - 1時間（休憩時間帯）（なお、標準作業時間は8時間とする）</p> <p>(2) <u>補正割増し係数</u></p> <table border="1" data-bbox="481 997 1108 1077"> <thead> <tr> <th>時間的制約状況の程度</th> <th>補正割増し係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時間的制約を受ける場合</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>時間的制約を著しく受ける場合</td> <td>1.14</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 「時間的制約を受ける場合」とは、作業時間が7時間/日を超え7.5時間/日以下をいう。 「時間的制約を著しく受ける場合」とは、作業時間が4時間/日以上～7時間/日以下をいう。 作業時間単位は0.5時間/日きざみとする。</p> | 時間的制約状況の程度 | 補正割増し係数 | 時間的制約を受ける場合 | 1.05 | 時間的制約を著しく受ける場合 | 1.14 | <p style="text-align: center;">7 労務単価の補正</p> <p><u>1. 時間外や深夜作業を行う工事の積算</u></p> <p><u>下記に示すような場合は、労務単価の補正を行うものとする。</u></p> <p>1. 通常勤務すべき時間帯（8時～17時）を超えて作業を計画する場合は、次のとおり補正する。 (1) 深夜時間（22時～5時）については深夜時間外割増し（基準額×割増賃金対象比×1.5）とする。 (2) 上記(1)以外の通常勤務すべき時間帯（8時～17時）を超えた時間帯は、時間外割増し（基準額×割増賃金対象比×1.25）とする。 なお、休息は経過勤務4時間を超えごとに30分の休息を与えるものとする。</p> <p>2. 2交替、3交替を計画する場合、所定労働時間（労働時間8時間+休憩1時間）内は、基準額とする。 なお、深夜時間（22時～5時）については、深夜割増し（基準額×割増賃金対象比×0.25）を加算するものとする。 ただし、2交替の場合であって、所定労働時間を超えた時間帯は、時間外割増し（基準額×割増賃金対象比×1.25）、及び深夜時間外割増し（基準額×割増賃金対象比×1.5）とする（例1、例2）。</p> <p>3. 現場条件により、やむを得ず、通常勤務すべき時間帯（8時～17時）を外して作業を計画する場合は、次に示す（例3）。</p> <p>(1) 所定労働時間内で6時～20時にかかる時間帯は、基準額とする。 (2) 所定労働時間内で20時～6時にかかる時間帯は、基準額×1.5とする。 ただし、作業開始から所定労働時間とし、所定労働時間を超えた時間帯については前の1項による。</p> <p>例1 作業開始 作業終了</p>  <p>α：割増賃金対象比 ■：休息时间 ◐：深夜時間（22時～5時）</p> <p>例2 作業開始 作業終了</p>  <p>例3 作業開始 時間外 深夜 時間外 作業終了</p>  <div data-bbox="1657 1212 2016 1292" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>割増対象調整比</p> $= \frac{2h \times 1.0 + 6h \times 1.5 + 2h \times 1.5 \times \alpha + 2.5h \times 1.25 \times \alpha}{2h + 6h + 2h + 2.5h}$ <ul style="list-style-type: none"> ・ 20時～3時は③(2)による補正 ・ 3時～5時は深夜時間外割増し ・ 5時～8時は時間外割増し(休息7:00～7:30) </div> | 記載 内容の 訂正 |
| 時間的制約状況の程度 | 補正割増し係数 | | | | | | | | | |
| 時間的制約を受ける場合 | 1.05 | | | | | | | | | |
| 時間的制約を著しく受ける場合 | 1.14 | | | | | | | | | |

平成27年10月 土木工事積算要領（下水道編）正誤表

| 区分 | 頁・行 | 誤 | 正 | 備考 | | | | | | |
|------------------------------------|---------------|---|---|------------|---------|-------------|------|----------------|------|-----------------|
| 第1編 土木編 7 労務単価 の補正 | 要領 68 (70) | <p>(3) <u>設計労務単価の補正割増し</u> 設計労務単価は、次式により補正割増しを行う。</p> <p>1) <u>通常勤務すべき時間帯（8時～17時）内において作業時間に制約を受ける場合の設計労務単価</u> 設計労務単価 = 公共工事設計労務単価 × 補正割増し係数</p> <p>2) <u>施工条件により、やむを得ず通常勤務すべき時間帯（8時～17時）を外して作業を行う場合の設計労務単価（次の例を参照）</u> 設計労務単価 = [公共工事設計労務単価 + 割増し賃金] × 補正割増し係数</p> <p>(例) <u>19時～3時に時間的制約を受けた場合</u></p>  <p>設計労務単価 = [基準額 + 割増し賃金] × 補正割増し係数 = 基準額 × (1 + 0.143β) × 1.14</p> <p>ただし、α = 割増し率 = (7h × 1.0 + 4h × 0.25β) / 7h = 1 + 0.143β</p> <p>割増し賃金 = 基準額 × 0.143β</p> <p>3) <u>設計労務単価に他の特殊割増し（冬期屋外工事の補正割増し等）を合わせて考慮する場合は、割増し部分が重複しないように注意する。</u> なお、冬期屋外工事の補正割増しを合わせて考慮する場合は、表 2、表 3 による。</p> <p>4) <u>機械付労務の労務費についても補正割増しの対象とする。</u></p> <p>5) <u>補正後の労務単価は円止めとする。（円未満切り捨て）</u></p> <p>4. <u>機械料の補正</u> <u>時間的制約を受ける工事の積算に当たって機械料を補正する場合は、次項のとおり行う。</u></p> <p>(1) <u>建設機械の供用日当り運転時間が標準と著しく相違すると認められる工事の発注に当たっては、建設機械等損料算定表に示す標準の供用日当り運転時間の補正を行う。</u></p> <p>(2) <u>供用日当り運転時間が標準と著しく相違する場合は</u></p> $\frac{t}{t_0} \geq 0.8 \text{ または } \frac{t}{t_0} \leq 1.2$ <p>(ただし、t は当該工事の、t₀ は損料表上の供用日当り運転時間) の場合を考える。</p> | <p><u>2. 時間的制約を受ける工事の積算</u></p> <p><u>工事において、下記に示す項目により継続的に時間的制約を受け、通常の作業時間を確保することができない場合における当該作業の積算に係る労務費の算定は次のとおりとする。</u></p> <p>1. <u>時間的制約条件</u></p> <p>(1) <u>現道の交通量の多い時間帯</u> (2) <u>通勤・通学の時間帯</u> (3) <u>公的な輸送機関（バス・鉄道等）のピークとなる時間帯</u> (4) <u>工事場所周辺地域の生活、各種営業活動等の時間帯等</u> 以上の時間帯を選じた施工を必要とする場合とする。 ただし、ある特定の日のみの制約（例：毎週〇曜日のみ）を受ける場合は適用しない。</p> <p>2. <u>制約を受ける作業時間の適用範囲</u> <u>制約を受ける作業時間については、4時間/日以上～7.5時間/日以下とする。</u> なお、制約を受ける作業時間が4時間/日未満の場合は、別途施工条件等を考慮し適正に積算する。 標準拘束時間によらず、作業時間8時間/日以上の場合は該当しない。</p> <p>3. <u>労務費の算定方法</u> <u>時間的に制約を受ける工事の設計労務単価の補正割増しは、以下の方法により行う。</u></p> <p>(1) <u>作業時間の算出</u> 拘束時間 = 作業終了時間 - 作業開始時間（なお、標準拘束時間は9時間とする） 作業時間 = 拘束時間 - 1時間（休憩時間帯）（なお、標準作業時間は8時間とする）</p> <p>(2) <u>補正割増し係数</u></p> <table border="1" data-bbox="1299 957 1926 1037"> <thead> <tr> <th>時間的制約状況の程度</th> <th>補正割増し係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時間的制約を受ける場合</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>時間的制約を著しく受ける場合</td> <td>1.14</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 「時間的制約を受ける場合」とは、作業時間が7時間/日を超え7.5時間/日以下をいう。 「時間的制約を著しく受ける場合」とは、作業時間が4時間/日以上～7.5時間/日以下をいう。 作業時間単位は0.5時間/日きざみとする。</p> | 時間的制約状況の程度 | 補正割増し係数 | 時間的制約を受ける場合 | 1.05 | 時間的制約を著しく受ける場合 | 1.14 | 記載 内容の 訂正 |
| 時間的制約状況の程度 | 補正割増し係数 | | | | | | | | | |
| 時間的制約を受ける場合 | 1.05 | | | | | | | | | |
| 時間的制約を著しく受ける場合 | 1.14 | | | | | | | | | |

平成27年10月 土木工事積算要領（下水道編）正誤表

| 区分 | 頁・行 | 誤 | 備考 |
|------------------------------------|---------------|--|-----------|
| 第1編 土木編 7 労務単価 の補正 | 要領 71 (73) | <p style="text-align: center;"><u>3.</u> 労務単価の補正フローについて</p> <p>省略</p> <p>（注）については、機械損料の補正が必要となる場合がある（<u>1.</u> 4 機械損料の補正）</p> <hr/> <p style="text-align: center;">正</p> <hr/> <p style="text-align: center;"><u>4.</u> 労務単価の補正フローについて</p> <p>省略</p> <p>（注）については、機械損料の補正が必要となる場合がある（<u>2.時間的制約を受ける工事の積算</u> 4 機械損料の補正）</p> | 文字の 訂正 |

2 積算基準の適用

I 積算基準書の取扱い

1 建設部制定積算基準書（建設管理課所管分）の取扱い

次の積算基準書は、事業所管省庁制定の基準に沿って分類して制定しており、建設部及び建設管理部が発注する請負工事及び委託業務の発注にあたっては、これにより積算すること。

また、建設部制定積算基準書で他の基準書等を適用すると記載されているものについては、それによること。

なお、他の基準書等とは次項「2-1 事業所管省庁制定の積算基準」で示す図書であり、積算基準書等と同年度4月版とする。

(1) 土木(道路、街路、河川、砂防、海岸(建設)、下水道及び公園緑地)関係事業

- ア 土木工事積算要領
- イ 土木工事積算基準
- ウ 土木工事積算基準(電気通信・機械設備編)
- エ 土木事業委託積算基準
- オ 土木工事積算基準(下水道編)

(2) 漁港(漁港、海岸(漁港))関係事業

- ア 漁港関係工事積算基準

2 他官庁制定積算基準書の取扱い

2-1 事業所管省庁制定の積算基準

次の積算基準書は、各所管省庁が事業毎に制定したものであることから、適用範囲に十分留意のうえ準用すること。(建設部制定積算基準書で他の基準書等を適用すると記載されているものを除く)

(1) 土木(道路、街路、河川、砂防、海岸(建設)、下水道及び公園緑地)関係事業

- ア 土木工事標準歩掛・・・・・・・・・・・・・・・・(国土交通省)
- イ 土木工事標準歩掛参考資料・・・・・・・・(国土交通省)
- ウ 土木工事標準積算基準書・・・・・・・・(国土交通省)
- エ 新技術暫定歩掛・・・・・・・・・・・・・・・・(国土交通省)
- オ 下水道用設計標準歩掛表・・・・・・・・(国土交通省)
- カ 土木工事積算基準 参考資料・・・・・・・・(北海道開発局)
- キ 土木工事積算基準書 参考資料(道路部門)・・・・(北海道開発局)
- ク 土木工事積算基準書 参考資料(河川部門)・・・・(北海道開発局)
- ケ 災害復旧工事の設計要領・・・・・・・・(社)全国防災協会)
- コ 設計業務等標準積算基準書・・・・・・・・(国土交通省)
- サ 設計業務等標準積算基準書 参考資料・・・・(国土交通省)
- シ 橋梁架設工事の積算・・・・・・・・(社)日本建設機械化協会)
- ス 大口径岩盤削孔工法の積算・・・・・・・・(社)日本建設機械化協会)
- セ 建設機械等損料算定表・・・・・・・・(社)日本建設機械化協会)
- ソ 推進工事用機械器具等基礎価格表・・・・・・・・(財)経済調査会)
- タ 推進工事用機械器具等基礎価格表・・・・・・・・(財)建設物価調査会)

7 労務単価の補正

1. 時間外や深夜作業を行う工事の積算

下記に示すような場合は、労務単価の補正を行うものとする。

- 1 通常勤務すべき時間帯（8時～17時）を超えて作業を計画する場合は、次のとおり補正する。
 - (1) 深夜時間（22時～5時）については深夜時間外割増し（基準額×割増賃金対象比×1.5）とする。
 - (2) 上記（1）以外の通常勤務すべき時間帯（8時～17時）を超えた時間帯は、時間外割増し（基準額×割増賃金対象比×1.25）とする。

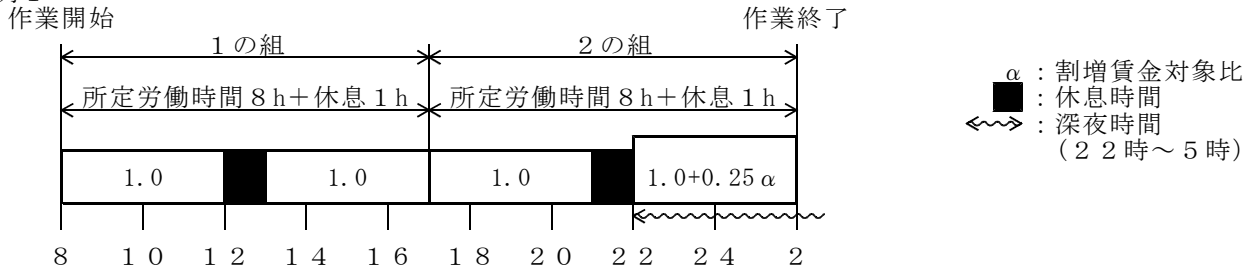
なお、休息は超過勤務4時間を超えるごとに30分の休息を与えるものとする。
- 2 2交替、3交替を計画する場合、所定労働時間（実働時間8時間+休息時間1時間）内は、基準額とする。

なお、深夜時間（22時～5時）については、深夜割増し（基準額×割増賃金対象比×0.25）を加算するものとする。

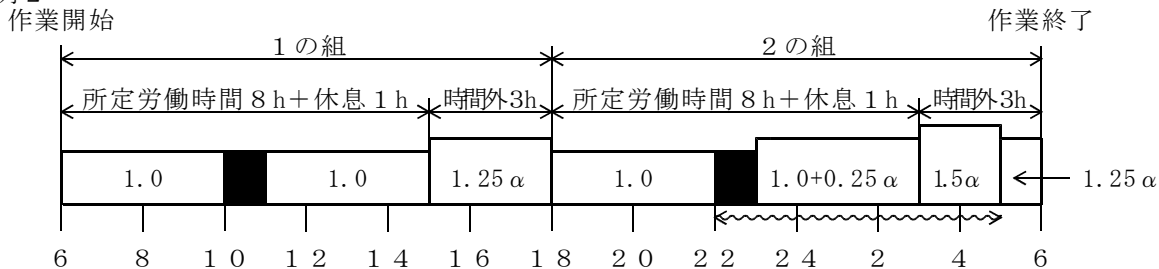
ただし、2交替の場合であって、所定労働時間を超えた時間帯は、時間外割増し（基準額×割増賃金対象比×1.25）、及び深夜時間外割増し（基準額×割増賃金対象比×1.5）とする。（例1、例2）
- 3 現場条件により、やむを得ず、通常勤務すべき時間帯（8時～17時）を外して作業を計画する場合は、次による。（例3）
 - (1) 所定労働時間内で6時～20時にかかる時間帯は、基準額とする。
 - (2) 所定労働時間内で20時～6時にかかる時間帯は、基準額×1.5とする。

ただし、作業開始から所定労働時間内とし、所定労働時間を超えた時間帯については前の1項による。

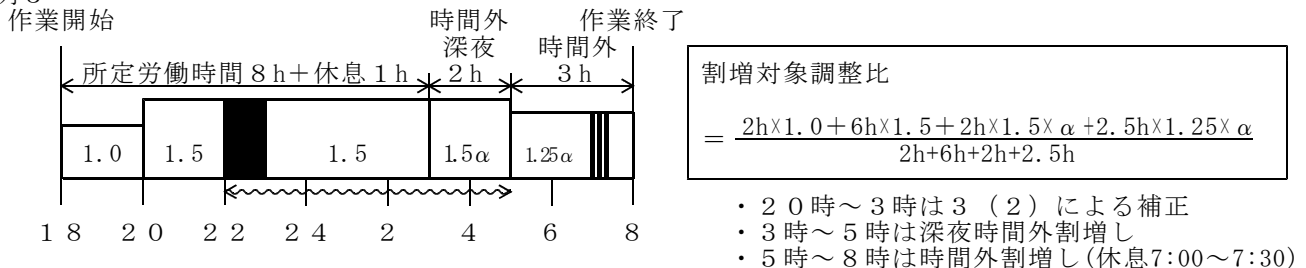
例1



例2



例3



2. 時間的制約を受ける工事の積算

工事において、下記に示す項目により継続的に時間的制約を受け、通常の作業時間を確保することができない場合における当該作業の積算に係る労務費の算定は次のとおりとする。

1 時間的制約条件

- (1) 現道の交通量の多い時間帯
- (2) 通勤・通学の時間帯
- (3) 公的な輸送機関（バス・鉄道等）のピークとなる時間帯
- (4) 工事場所周辺地域の生活、各種営業活動等の時間帯等

以上の時間帯を避けた施工を必要とする場合とする。

ただし、ある特定の日のみの制約（例：毎週〇曜日のみ）を受ける場合は適用しない。

2 制約を受ける作業時間の適用範囲

制約を受ける作業時間については、4時間／日以上～7.5時間／日以下とする。

なお、制約を受ける作業時間が4時間／日未満の場合は、別途施工条件等を考慮し適正に積算する。標準拘束時間によらず、作業時間8時間／日以上の場合は該当しない。

3 労務費の算定方法

時間的に制約を受ける工事の設計労務単価の補正割増しは、以下の方法により行う。

(1) 作業時間の算出

拘束時間＝作業終了時間－作業開始時間（なお、標準拘束時間は9時間とする）

作業時間＝拘束時間－1時間（休憩時間帯）（なお、標準作業時間は8時間とする）

(2) 補正割増し係数

| 時間的制約状況の程度 | 補正割増し係数 |
|----------------|---------|
| 時間的制約を受ける場合 | 1.06 |
| 時間的制約を著しく受ける場合 | 1.14 |

注)「時間的制約を受ける場合」とは、作業時間が7時間／日を超え7.5時間／日以下をいう。

「時間的制約を著しく受ける場合」とは、作業時間が4時間／日以上～7時間／日以下をいう。

作業時間単位は0.5時間／日きざみとする。

(3) 設計労務単価の補正割増し

設計労務単価は、次式により補正割増しを行う。

- 1) 通常勤務すべき時間帯（8時～17時）内において作業時間に制約を受ける場合の設計労務単価

$$\text{設計労務単価} = \text{公共工事設計労務単価} \times \text{補正割増し係数}$$

- 2) 施工条件により、やむを得ず通常勤務すべき時間帯（8時～17時）を外して作業を行う場合の設計労務単価

$$\text{設計労務単価} = [\text{公共工事設計労務単価} + \text{割増し賃金}] \times \text{補正割増し係数}$$

- 3) 設計労務単価に他の特殊割増し（冬期屋外工事の補正割増し等）を合わせて考慮する場合は、割増し部分が重複しないように注意する。

なお、冬期屋外工事の補正割増しを合わせて考慮する場合は、「表 2、表 3」による。

- 4) 機械付労務の労務費についても補正割増しの対象とする。

- 5) 補正後の労務単価は円止めとする。（円未満切り捨て）

4 機械損料の補正

時間的制約を受ける工事の積算に当たって機械損料を補正する場合は、次のとおり行う。

- (1) 建設機械の供用日当り運転時間が標準と著しく相違すると認められる工事の発注に当たっては、建設機械等損料算定表に示す標準の供用日当り運転時間の補正を行う。

- (2) 供用日当り運転時間が標準と著しく相違する場合は

$$\frac{t}{t_0} \leq 0.8 \quad \text{または} \quad \frac{t}{t_0} \geq 1.2$$

（ただし、 t は当該工事の、 t_0 は損料表上の供用日当り運転時間）の場合を考える。

5 工期の算定

時間的制約を受ける工事の工期設定に当たっては、制約された作業時間により適正な工期の設定を行う。

6 留意事項

- (1) 本要領の適用に当たっては、特記仕様書に制約される「工種・施工時間」を施工条件として明示する。

- (2) 工事着手後、関係機関・自治体等から時間的制約条件を付された場合は、監督員との協議事項とし、設計変更等において適正に対処する。

- (3) 時間的制約に伴う本要領の適用は、継続的に時間的制約を受ける場合とし、ある特定の日のみの制約、毎週○曜日のみでの制約、といった制約の場合は適用しない。

3. 冬期屋外工事の労務歩掛補正

冬期屋外工事における作業中の採暖時間、降雪待ち時間の増加及び就業時間の減少による実作業時間の短縮等に対する歩掛を補正する場合は下記による。

- (1) 冬期屋外工事の歩掛補正は、10月1日以降に入札（開札）する工事で、工期が当該年度の3月31日までの期間にあって、かつ、11月1日から3月31日までの期間が全工期日数の2分の1を超える屋外工事について補正の対象とする。

ただし、下記工種等については適用しない。

- 1) 主体工事がトンネル坑内作業のもの、工場製作、その他屋内作業と認められる工事
- 2) 除雪、排雪、コンクリート防寒養生（ただし、コンクリート防寒囲い設置・撤去作業には適用する）、その他屋外作業であっても歩掛が冬期条件下で施工することが前提となっている工事
- 3) 交通誘導警備員

- (2) 歩掛補正は、屋外労務作業に従事する作業員を対象に行うものとし、冬期の特殊現場条件に対し必要となるコンクリートの保温養生費、除排雪費等は、本補正とは別途に必要額を積算する。

なお、機械作業についても、運転手の労務費についてのみ補正するものとし、運転手の補正を考慮して作業効率（E）の調整は行わず、純粋な現場条件のみから（E）の決定をする。

- (3) 歩掛の補正は、工事の期間別に次表の割増を標準として行う。

表 1

| 工期末 工期始 | 冬 期 補 正 率 (%) | | | | |
|------------|---------------|-----|----|----|----|
| | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 10月 | | 2 | 3 | 3 | 3 |
| 11月 | | 3 | 3 | 4 | 3 |
| 12月 | | 4 | 5 | 4 | 4 |
| 1月 | | | 5 | 5 | 4 |
| 2月 | | | | 4 | 3 |
| 3月 | | | | | 2 |

例： 工期が12月から2月までの場合の補正率は、4%とする。

- (4) 歩掛の補正は、労務費に対して補正するものとし、次式により冬期補正労務費を積算し、直接工事費及び間接工事費に加算する。

冬期補正労務費＝直接工事費及び間接工事費（積上げ部分）中の補正該当工種労務費×冬期補正率
補正後の労務単価は円止めとする。（円未満切り捨て）

- (5) 歩掛の補正の設計変更での取扱いは、「設計図書等作成要領【請負工事編】」による。

- (6) 橋梁工事等における製作・架設が一体となった工事で、架設の期間が（1）の工期となる場合には、架設のみを対象として歩掛補正をする。

- (7) 主体工事が屋外作業で歩掛補正の対象となる工事と屋内作業が混在する場合にあっては、歩掛補正の対象期間は屋外作業の開始日から屋外作業の終了日までとする。

- (8) ゼロ国債（道債）については契約後すぐに現場施工ができる場合で、11月1日から、3月31日までの期間が全工期日数の2分の1を超える屋外工事について歩掛補正の対象とする。

- (9) 船舶における補正対象労務費は、休止分を除く。（休止分＝供用係数－1）

